

(公 印 省 略)  
高 第 1 3 2 8 号  
平成20年8月20日

各市町介護保険主管課長 様

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

### 介護サービス利用者情報の盗難について（注意喚起）

このたび、県内にある訪問介護事業所の非常勤訪問介護員が勤務終了後に郵便局で車上荒らしに合い、利用者の基本情報等を記載した書類が盗まれるという事件が発生しました。

介護サービス利用者に係る個人情報、氏名、連絡先だけでなく、身体状況や家族状況等も含まれており、情報の扱いには特に注意が必要です。研修会等の機会を通じて、下記のとおり関係事業者に注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

なお、万一介護サービス利用者情報の盗難、紛失が発生した場合は、直ちに最寄りの警察署に盗難（紛失）の届出を行うと同時に市町に「介護保険事業者事故報告書」を速やかに提出し、当該利用者・家族に対して十分な説明を行うよう合わせて指導願います。

#### 記

- 1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日厚生労働省）に基づき適切な対応を行うこと。
- 2 基本的に個人情報は事業所外へは持ち出さない。  
訪問系サービスにおいて、やむを得ず事業所外へ持ち出す場合にあっては、必要最小限の情報にとどめるとともに、その取扱いについて十分な注意を払うこと。
- 3 居宅訪問、買い物等サービス提供時、その他自動車を離れる場合は、必ず個人情報を含む書類、データ等は車内に放置せず所持するとともに、自動車は施錠すること。
- 4 上記のことについて、従業員への周知・徹底を図ること。